

別表 1 (第 3 条関係)

区 分	経 費	補助事業者	補 助 率 又 は 補 助 額	重 要 な 変 更	
				経費の配分 の 変 更	事業の内容 の 変 更
とくしま農 地集積加速 化事業	徳島県農山漁村未来創造事業（農 地集積型）に要する経費			区分の欄に掲げ る事業間におけ る経費の増減	
1 経営拡大 支援事業	農地中間管理機構から農地を借り 受けた「受け手」が、規模拡大や 作業効率化に必要な農業用施設・ 機械等の導入整備に要する経費 （ただし、以下のものを除く。 一 50万円未満のもの 二 耐用年数5年未満のもの 三 トラック、パソコン、倉庫、 フォークリフト、ショベルローダ ー、バックホー、GPSガイド システム等農業経営の用途以 外に容易に供される汎用性の高い もの） ※ 1 〈指定期間内の借受面積と上限額〉 0.3～0.5ha → 1,000千円 （新規就農 2,000千円） 0.5～1.0ha → 2,000千円 （新規就農 3,000千円） 1.0～2.0ha → 3,000千円 2.0ha以上 → 4,000千円	市町村 農業者 農業者の組 織する団体	補助率 1 一般支 援タイプ° 10分の3 以内 2 スマート農 業支援タイ プ° 10 分の4以 内 3 新規就 農支援タイ プ° 2分 の1以内 上限額 ※ 1	経費の 20%を 超える増減 補助金額の変更	事業実施主体の変 更 事業の新設、中止 又は廃止 施設の基本構造及 び主要機能の変更 導入機械の数量の 変更
2 お試しほ 場活用促進 事業	農地中間管理機構が中間保有して いる農地を対象に、「お試しほ場」 として、就農や技術習得のための 研修等に要する経費 （謝金、需用費、委託費、その他 知事が必要と認める経費）	市町村 農業者 農業者の組 織する団体	上 限 額 10アールあ たり 10 万円以内 ただし、 1 経営体 当たり 25万 円を上限	経費の 20%を 超える増減 補助金額の変更	事業実施主体の変 更 事業の新設、中止 又は廃止 施行箇所の変更 事業量の 20%を超 える変更